
「町並み保存地区」のあらまし ～中小田井町並み保存地区～



～「語りたくなるまち名古屋」の実現に向けて～

名古屋市

町並み保存地区について

◆ 町並み保存地区とは

名古屋市では、市内に残された貴重な歴史的な町並みを保存するため、名古屋市町並み保存要綱により、「有松」、「白壁・主税・樺木」、「四間道」、「中小田井」の4地区を「町並み保存地区」に指定しています。

◆ 伝統的建造物の指定

保存地区内において、町並みの特性を維持している古い建造物（建物・門・塀など）を「伝統的建造物」として指定し、歴史的な町並みを構成する重要な要素として重点的に保存・修理を図っています。

◆ 修理基準・修景基準

各地区ごとに、伝統的建造物を対象とした「修理基準」と、伝統的建造物以外の建造物を対象とした「修景基準」を定めています。修理基準では、建造物の修理を行う際には伝統的な様式にならって復原・修理することなどを定め、修景基準では、建築行為等を行う際には周囲の町並みに調和するように配慮することなどを定めています。

◆ 建築行為等の届出を行ってください

保存地区内において、建築物や工作物の新築、増改築、除却等を行う場合は、事前に名古屋市に相談・届出を行ってください。

◆ 町並み保存事業補助金について

保存地区内において、修理基準や修景基準にしたがって、建造物の修理や修景を行う場合、必要な経費の一部について、予算の範囲内において助成を行っています。

*手続等に時間を要しますので、補助金についてご検討の方は、お早めにご相談ください。

◆ 伝統的建造物の保存・活用に関する相談について

伝統的建造物に指定された建造物については、修理や利活用に関して、現地において専門家による無料相談を受けることができます。（「なごや歴まちびと」派遣制度）



○中小田井地区（西区） 約2.8ヘクタール



中小田井地区は岩倉やその周辺から枇杷島の青果市場へ野菜類を運ぶ道として賑わった岩倉街道沿いに形成されたまちです。現在も町家や土蔵が多く残っており、街道の歴史を感じることができます。

町並み保存地区の位置図

『名古屋市の歴史的骨格のイメージ』



○四間道地区（西区） 約2.8ヘクタール



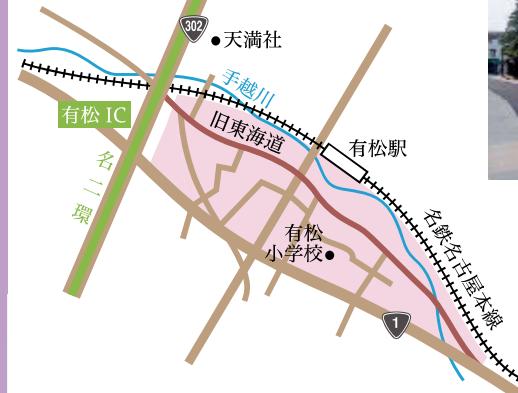
四間道地区は慶長15年(1610)に始まった清須越しにともなつてつくられた商人町で、堀川の水運を利用して隆盛を誇った清須越し商人の栄華の跡である土蔵群と町家が城下町の面影を残しています。

○白壁・主税・樺木地区（東区） 約14.3ヘクタール



白壁・主税・樺木地区は江戸時代以来の武家屋敷跡の地割りを良く残しており、門・塀と緑樹からなる屋敷景観と戦前の優れた近代洋風建築が建ち並ぶ美しい町並みを形成しています。

○有松地区（緑区） 約19.5ヘクタール



有松地区は江戸時代以来「有松絞」の製造・販売によって発展した東海道沿いのまちです。塗籠造や虫籠窓、卯建などの特徴を持った商家が現在も街道沿いに軒を連ね、近世の町並みを今に伝えています。

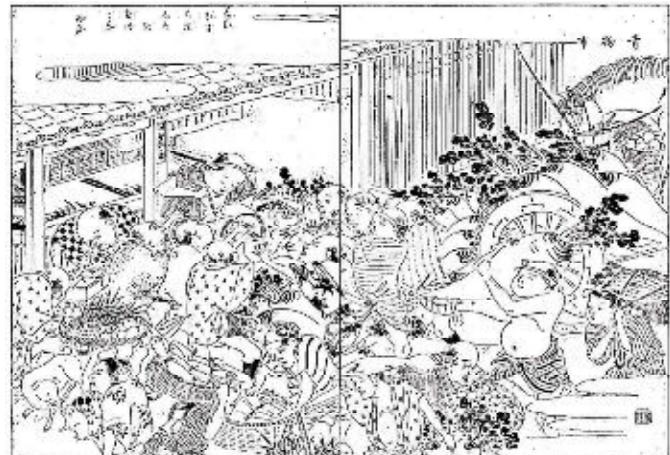
戦国末期の推定海岸線	城下町	△ 大木戸	■ 主な神社
江戸末期の推定海岸線	熱田	--- 旧街道	■ 四觀音寺
新田開発	宿場町等	— 主な運河・河川	

中小田井の町並みについて

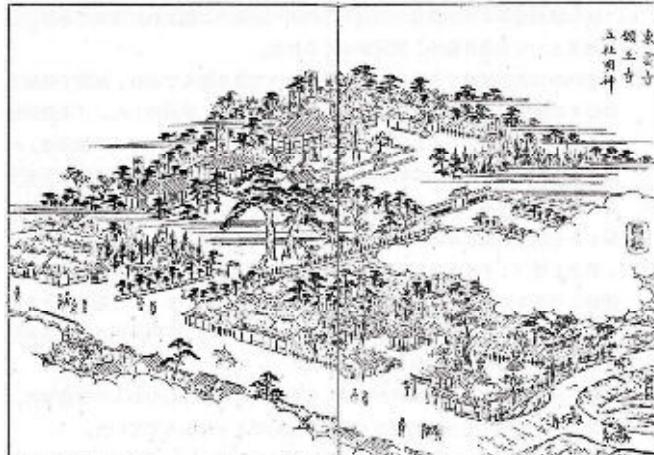
◆ まちの成り立ち

中小田井周辺には9世紀頃に村ができたと推定されており、以来、この地域は庄内川の氾濫による水害との闘いを繰り返しながら歴史を刻んできました。

江戸時代の寛文7年（1667）には、名古屋城下から中小田井を通って岩倉方面に至る岩倉街道が通じ、岩倉方面から、大根、ごぼう、人参などの野菜類がこの街道を通って搬送され、枇杷島の青物市で販売されました。人々の往来が盛んになると、中小田井では、味噌や油などの生活用品を販売する店舗などが建ち並ぶようになりました。岩倉街道を利用する商人などで賑わいました。



枇杷島の青物市（尾張名所図会より）



東雲寺、願王寺、五所明神（尾張名所図会より）



◆ 町並みの特徴

中小田井地区は、庄内緑地の西側の堤防から坂道を下った岩倉街道周辺に位置しています。街道沿いには町家、土蔵、長屋などの歴史的建造物が建ち並び、五所社、東雲寺、願王寺といった歴史ある寺社とその境内の縁が一体となって町並みを形成しています。中小田井の町並みは、街道沿いに町家が建ち並びながらも、比較的敷地に余裕のある農村的な様相も特徴となっています。

現在残っている歴史的建造物のほとんどは、明治24年（1891）の濃尾地震後に建てられたものです。建造物は、平入り2階建の建物に格子付きという構成になっているものが多くあります。河川の氾濫に悩まされてきた地域性から、仏壇を2階へ巻き上げる構造を備えるなど、洪水を意識した構造が見られる建造物も残っています。



岩倉街道沿いの町家



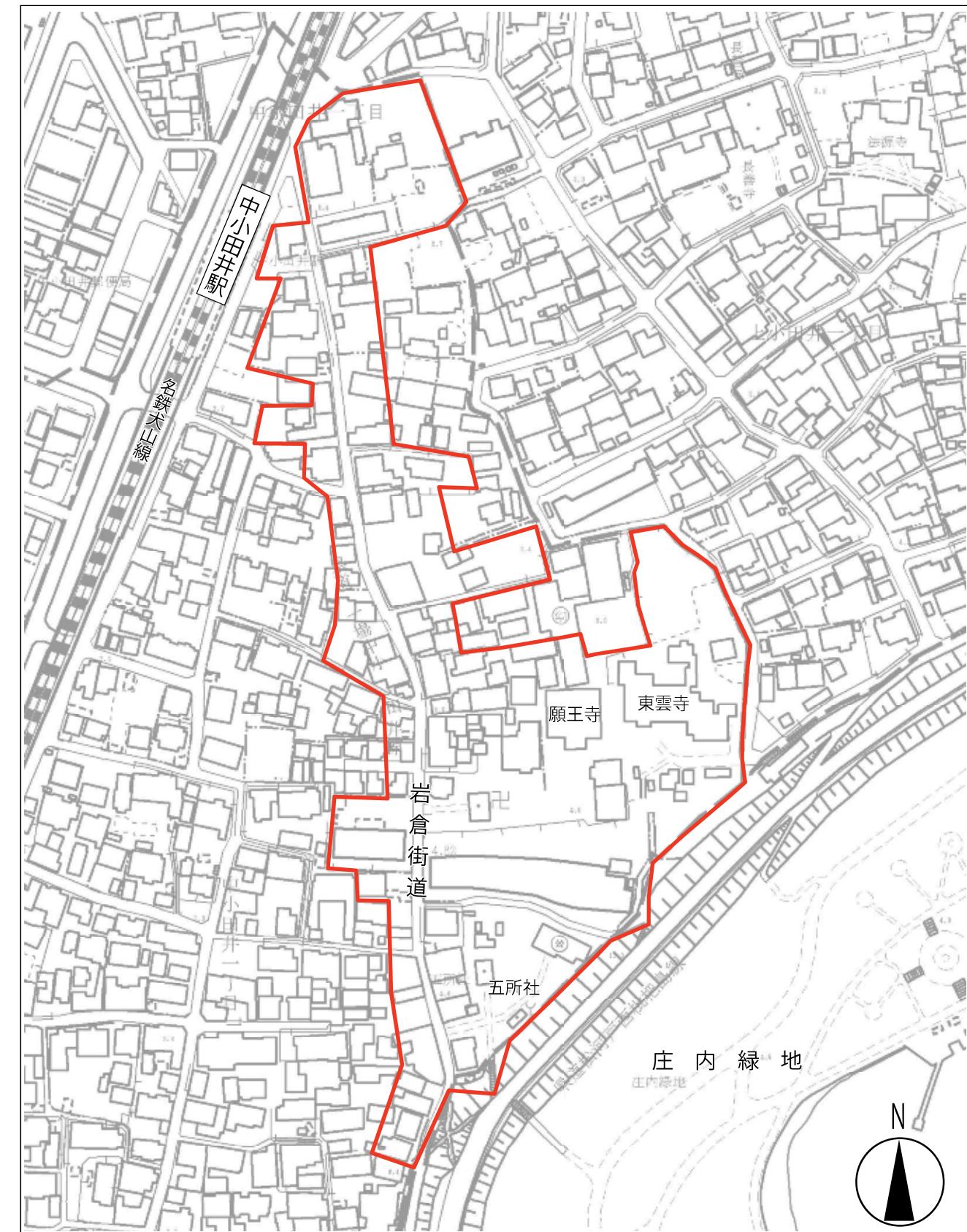
ゆるやかに曲がる岩倉街道



境内に移築された町家

◆ 保存地区の区域について

岩倉街道周辺の約2.8haを「中小田井町並み保存地区」に指定しています。

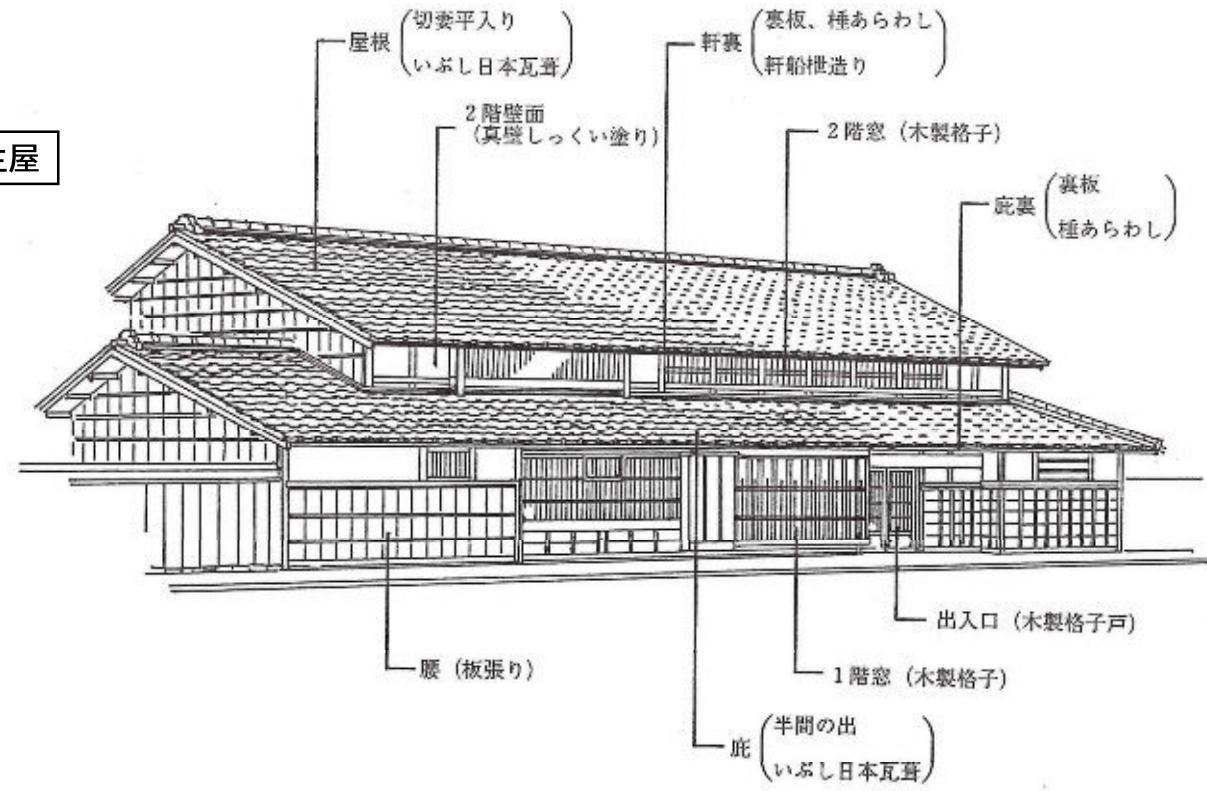


中小田井町並み保存地区

0 50 100m

修理・修景基準について

伝統的建造物の修理基準



主屋

構造	・木造真壁造り
階数	・中2階建、2階建
屋根	・切妻平入り
	・周囲の建物に合わせる。
	・材料: いぶし日本瓦葺
	・軒裏: 裏板・檼あらわし、船柵造り
下屋	・半間の庇の出をとり、いぶし日本瓦葺とする。
	・軒裏: 裏板・檼あらわし
2階壁面	・真壁しつくい塗り、塗籠
	・木製格子
窓	・木製建具又は濃い茶色のサッシとする。

土蔵



構造	・土蔵造り
屋根	・切妻平入り又は妻入り
	・材料: いぶし日本瓦葺
	・壁: 白しつくい、黒しつくい、版張り
	・腰: 版張り又はなまこ壁
壁面	・基礎: 石積み又は石張り
	・庇: いぶし日本瓦葺

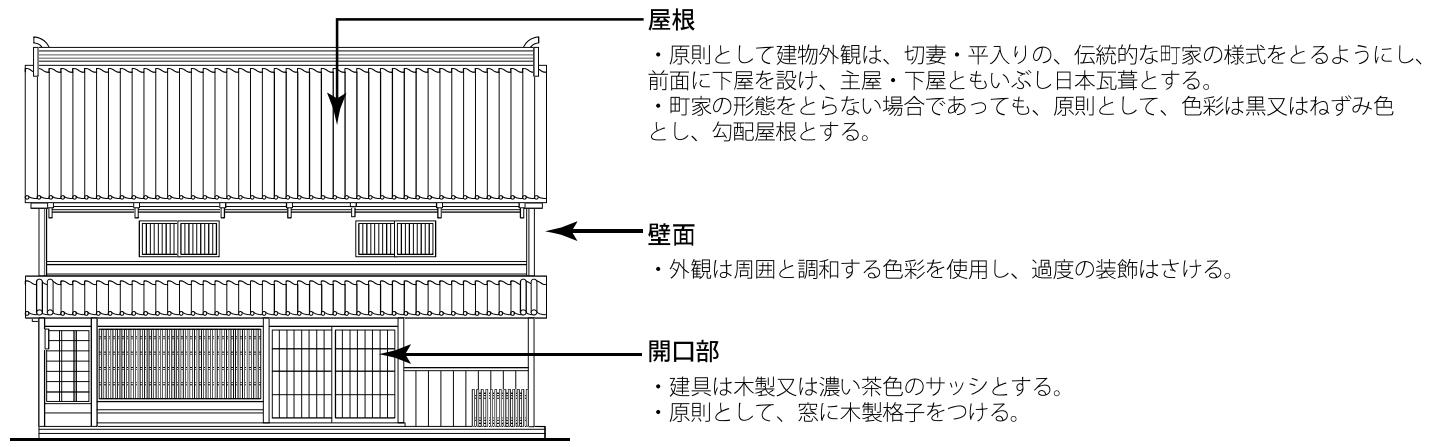
門・堀



構造	・木造真壁造り
屋根	・勾配屋根にいぶし日本瓦葺
小壁	・白又は黒のしつくい塗り又は土壁
腰	・豎羽目板又は下見板張り
基礎	・石積み又は石張り
門	・腕木門にいぶし日本瓦葺
門扉	・木製格子戸又は板戸

伝統的建造物以外の建造物等の修景基準

基本方針	・現在の低層の居住環境の保全と岩倉街道沿いに残る歴史的建造物との調和を図る。 ・外観は特に歴史的景観との調和に留意する。
建物の位置	・可能な限り、現在の町並みの壁面線にそろえる。
敷地	・現在の敷地の形状を原則として維持する。
高さ・階数	・歴史的景観との調和がはかれるように配慮し、原則として2階建以下とする。



建築設備	・ダクト・煙突・テレビアンテナ・配管類・メーター類等の建築設備は道路等から見えないように配慮する。(防災設備は除く)
門・堀・柵	・伝統的様式に基づいたものとする。 ・ブロック堀等は伝統的デザインを応用したものに修景する。
擁壁・石垣	・原則として擁壁が生じるような地形の変更は行わない。 (やむを得ず設ける場合は、石積み・石張り又は植栽で表面をおおうこととする。)
広告物等	・デザイン・色彩・大きさ等は、町並みの景観に調和したものとする。 ・2階の軒より低くし、建物より前には設置しない。 ・屋上の広告塔・窓面利用の広告・ネオンサイン類・テント類等はいずれも原則として設置しない。
駐車場	・道路に直接面して駐車場を設けないようにする。やむを得ず設ける場合は、街路景観の連続性や周辺の景観に調和するように修景を行う。
車庫	・建物は伝統的建造物のデザインを応用する。 ・出入口は、可能な限り、木製の板戸・格子戸又は木製折りたたみ戸とする。(やむを得ず金属製シャッターを使用する場合は、表面を黒又は濃い茶色とする。シャッターケースは、道路等から見えないようにする。)

土地の形質の変更	・大規模な土地の形質の変更は行わないようとする。
樹木の伐採植栽	・地区を特色づけている樹木・生垣等については伐採しない。 (やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽をおこなう。)
未利用地	・道路等から見える大規模な未利用地については、周囲に伝統的な堀を設けて、景観との調和をはかる。

補助基準（中小田井地区）の概要

	補助対象	補助率	限度額
伝統的建造物	a. 外観を修理基準により修理するのに要する経費。なお、その保存上、構造耐力上主要な部分の修理が必要と認められる場合は、その経費を含ませることができる。	7/10 以内	500 万円
	b. 修理工事に伴い、その保存上必要と認められる内部の改造に要する経費	5/10 以内	100 万円
	c. 建造物の保存のために、特に必要な防災設備の設置に要する経費。ただし、消火器類は除く。	5/10 以内	30 万円
伝統的建造物以外の建造物等	新築・増築・改築・移転・修理・色彩の変更で、修景基準により外観を修景するのに要する経費	6/10 以内	300 万円
	修景上必要な生垣・植栽等に要する経費	5/10 以内	100 万円

※上記の各項目において、建造物等の補助対象部分は、その外観とし、原則として道路から見える部分とする。

届出・補助金について

◆ 届出の対象となる行為

町並み保存地区内において下記の現状変更行為を行う際は、事前に名古屋市に届出を行ってください。

- (1) 建築物その他工作物の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物その他工作物の外観を変更することとなる修繕、模様替え又は色彩若しくは材質の変更
- (3) 宅地の造成、その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採、土石類の採取又は水面の埋立て

◆ 手続きの流れ

 … 補助金の交付を受けない場合 ⇒ 届出のみ
 +  … 補助金の交付を受ける場合 ⇒ 届出 + 補助金交付申請

事前相談（建物の修理や修景に関する相談、建築計画の相談等）

※修理・修景基準への適合状況の確認等を行います

※伝統的建造物に指定された建物等については、専門家による技術的支援（無料相談）を受けることも可能です

現状変更行為届出書の提出

※添付書類 ①関係部分の設計図 … 案内図、配置図、平面図、立面図（着彩）等
②現況写真

補助金交付申請書の提出

※添付書類 ①関係部分の設計図 … 案内図、配置図、平面図、立面図（着彩）等
②現況写真 ③工事費内訳書（見積書の写し）④関係権利者の同意書（必要な場合）

補助金交付決定通知

修理・修景工事等の実施

届出、申請内容を変更する場合

実績報告書の提出

※添付書類 ①関係部分の設計図 … 案内図、配置図、平面図、立面図（着彩）等
②完成写真 ③収支決算書 ④工事費内訳書（領収書・請求書の写し）

工事等の完了検査

請求書の提出

補助金の支払（振込）

※補助金については、年度毎に予算の範囲内の対応となります。予算確保の手続きに時間を要しますので、

補助金についてご検討の方は、お早めにご相談ください。（工事実施年度の前々年度中にご相談ください）

※補助金交付申請者と補助金振込先は同一名義となるようにしてください。

※補助金交付対象の工事等は年度内に完了することが必要です

名古屋市観光文化交流局歴史まちづくり推進室 Tel : 052-972-2779

問い合わせ先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（名古屋市役所本庁舎5階）

Fax : 052-972-4128 E-mail : a2779@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

町並み保存地区の詳しい内容や届出・申請様式については、名古屋市公式ウェブサイトに掲載しています。